

# 滑川中学校区「オヤジの会」会則

## (名 称)

第1条 この会は、滑川中学校区「オヤジの会」と称する。

## (事務局)

第2条 この会は、事務局を日立市立滑川中学校に置く。

## (目 的)

第3条 この会は、滑川中学校区の父親同士と同校の教職員が互いに協力して、本校の生徒の健やかな成長を推進することを目的とする。

## (組 織)

第4条 この会は、原則として滑川中学校区の中学生の父親をもって組織する。但し、この会の趣旨に賛同する者の参加を拒まない。

## (活動要領)

第5条 この会は、会の目的を遂行するために次の活動を行う。

- ① 定期または随時の連絡会、パトロール活動、座談会等の開催
- ② 地域の有害な環境を自主規制するよう、関係者への協力要請
- ③ 学校の営繕
- ④ その他の活動

## (役 員)

第6条 この会の活動を推進するために次の役員をおく。

父 親より(1)会長1名 (2)副会長2名 (3)理事 若干名  
教職員より(4)副会長1名 (5)幹事2名

## (役員を選出)

第7条 会長及び副会長の選任については、総会において会員の推薦と過半数の承認により決定する。

## (役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。  
また、役員は他の運営委員会を兼務することを妨げない。

## (役員職務)

第9条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

## (会 議)

第10条 会議は、総会及び役員会、理事会とし、会長が招集する。

## (総 会)

第11条 総会は、父母と先生の会定期総会とする。

- ① 総会は、毎年度始めに開催し、事業報告並びに事業計画、その他この会の運営に関する重要なことを審議する。
- ② 必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。
- ③ 議事は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数の場合は議長の決めるところによる。

## (役員会)

第12条 役員会は会長が議長となり、この会の運営に関する事項について審議する。

## (理事会)

第13条 理事会は、必要の都度会長が招集し、この会の運営について審議する。

## (会 計)

第14条 この会の活動で発生した費用は、PTA会費より支出し、寄付金や補助金その他の収入は特別収集としてPTA会費もしくは生徒活動後援会費に繰り入れ、その繰り入れ先は、運営委員会にて発生に都度報告し、総会のおり内容をまとめ会長に報告する。

## (改 正)

第15条 この会則は、運営委員会の承認を持って改正することができ、その内容は、総会で報告する。

## (雑 則)

第16条 この会則の定めるほか、この会の運営の細目に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 付 則

この会則は、平成9年6月30日より施行する。 この会則は、平成14年4月21日より施行する。